

(注記3)

昭和二年十二月二十六日
東京市神田区駿河台南甲賀町六、七、八番地
財団法人中央大学(学)(理事)長 馬場愿治 印
東京府知事 平塚廣義殿

46 中央大学商業学校設立認可申請の件認可

(昭和三年三月)

辰学第六一七号

昭和三年二月十三日

(注記1)

東京府知事 平塚廣義 印

文部大臣 水野鍊太郎殿

私立実業学校設置ノ件

財団法人中央大学ヨリ標記ノ件申請ニ付調査候処維持堅実ノモノト被認候条左記事項ヲ条件トシテ御詮議相成度此段副申候也

記

(注記2)

一、内容ノ充実ヲ予定通(ノ)(リ)実行スルコト

(下 札)

進達願

(注記4)

別紙商業学校設立認可申請書主務省ニ御進達被成下度此段及御

願候

(注記3)

昭和二年十二月二十六日
東京市神田区駿河台南甲賀町六、七、八番地
財団法人中央大学(学)(理事)長 馬場愿治 印
東京府知事 平塚廣義殿

昭和二年十二月二十六日

財団法人中央大学(理事)長(加筆) 馬場愿治 印

文部大臣 水野鍊太郎殿

設立認可申請書

別冊ノ通り本大学内ニ中央大学商業学校(甲種)設置致度候ニ付御認可相成度実業学校令第七条ニ依リ此段申請候也

設立要項

一、名称

中央大学商業学校

二、位置

東京市神田区駿河台南甲賀町六、七、八番地

中央大学内

三、修業年限

四年

四、入学資格

高等小学校卒業者若ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者

五、学則

別紙ノ通

六、生徒定員

六〇〇名

七、学級編成方法

	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	計
昭和三年度	三一五〇	三一五〇	三一五〇	六三〇〇	
昭和四年度	三一五〇	三一五〇	三一五〇	九四五〇	
昭和五年度	三一五〇	三一五〇	三一五〇	二六〇〇	
計	三一五〇	三一五〇	三一五〇	二六〇〇	一三六〇〇

八、開校年月

昭和三年四月

(注記5)
九、収入支出予算表

本校ノ経費ハ基本金参万円也ノ果実並学校ヨリノ諸収入ヲ以テ支弁シ尚不足ヲ生シタル場合ハ財団法人中央大学ヨリ支出スルモノトス

附記 本校ハ財団法人中央大学ノ設立経営スル所ニシテ校地、校舍並設備等ハ中央大学ト共通ニ使用スルモノナレバ独立ノ学校ノ経済ト趣ヲ異ニシ此等ニ関スル費用ノ大部分及消耗費ノ一部分ハ中央大学側ニ於テ負担スルモノトス

今初年度ヨリ完成年度ノ經常部並臨時部収支予算ヲ示セハ左ノ如シ

○經常部予算

第一年度

収入ノ部

一、総額金壹万八千貳百五拾円也

内 訳

- 基本金利子 一、八〇〇円 三万円ノ六分利
- 授業料 一四、八五〇 一ヶ月四円五〇銭宛 三百人十一ヶ月分
- 入学査料 一、〇〇〇 二円宛五百人分
- 入学料 六〇〇 二円宛三百人分
- 支出ノ部
- 一、総額金壹万八千貳百五拾円也

(注記6)

職員給及雑給

校長兼教員

一、二〇〇円

主 事

三〇〇

生徒監

一名

九六〇

書 記

二名

一、四四〇

平均月俸六〇円

雑 給

二名

七二〇

校医手当

一〇〇

教 員 給

教 員

十一名 一、八八〇

平均月俸九〇円

諸 費

図書及標本費

一五〇

慰勞手当及旅費

三五〇

器具及備品費

一五〇

電灯及消耗品費

七五〇

広告及印刷費

二〇〇

臨時費及雜費 五〇

第二年度

収入ノ部

一、総額金貳万四千九百七十五円也

内 訳

基本金利子 一、八〇〇円 三万円ノ六分利

授業料 二二、二七五 一ヶ月四円五〇銭宛
四百五十人十一ヶ月分

入学考査料 六〇〇 二円宛三百人分

入 学 料 三〇〇 二円宛百五十人分

支出ノ部

一、総額金貳万四千九百七十五円也

内 訳

職員給及雜給

校長兼教員 一、二〇〇円

主 事 三〇〇

生徒 監 一名 一、〇四〇

書 記 二名 一、五六〇 平均月俸六五円

雜 給 二名 七二〇

校医手当 一〇〇

教 員 給

教 員 十六名 一七、八五六 平均月俸九三円

諸 費

図書及標本費 一五〇

慰勞手当及旅費 五〇〇

器具及備品費 一五〇

電灯及消耗品費 一、一五〇

広告及印刷費 二〇〇

臨時費及雜費 四九

第三年度

収入ノ部

一、総額金參万貳千〔九〕〔九〕〔六〕百円也

内 訳

基本金利子 〔二、一〇〇〕 三万円ノ〔六〕分利

授業料 二九、七〇〇 一ヶ月四円五〇銭宛六百
十一ヶ月分

入学考査料 八〇〇 二円宛四百人分

入 学 料 三〇〇 二円宛百五十人分

支出ノ部

一、総額金參万貳千〔九〕〔六〕百円也

内 訳

職員給及雜給

校長兼教員 一、二〇〇円

主 事 三〇〇

生徒 監 一名 一、〇四〇

書 記 三名 一、五六〇 平均月俸六五円

雜 給 二名 七二〇

校医手当 一〇〇

教員給

教員二十一名二五、二〇〇平均月俸一〇〇円

諸費

図書及標本費

一〇〇

慰勞手当及旅費

七〇〇

器具及備品費

一〇〇

電灯及消耗品費

(抹消)(抹消)(加筆)
一、(六〇)(四)(三)〇〇〇

広告及印刷費

二〇〇

臨時費及雜費

八〇

○臨時部予算

第一年度

収入ノ部

一、総額金参千円也

支出ノ部

一、総額金参千円也

内 訳

博物標本

一、五九〇円

商品学ニ関スル標本

七〇〇

地理、歴史ノ参考品

五〇〇

其ノ他

三〇〇

第二年度

収入ノ部

一、総額金参千五百円也

支出ノ部

財団負担

一、総額金参千五百円也

内 訳

理化学用器具機械

二、〇〇〇円

商業実践用標本其ノ他

五〇〇

タイプライター

七〇〇

其ノ他

三〇〇

第三年度

収入ノ部

一、総額金参千五百円也

支出ノ部

一、総額金参千五百円也

内 訳

理化学用器具機械薬品等

一、五〇〇円

商品学用標本

五〇〇

タイプライター

一、〇〇〇

其ノ他

五〇〇

教員予定表

○専任
△兼任

修 国 作 習 数 地
身 文 文 字 学 理
漢 文 文 字 学 理

	第一年度		第二年度		第三年度	
	時間数	教員数	時間数	教員数	時間数	教員数
修身	二六	△	三九	○	三九	○
国文	二二	○	三〇	△	三九	○
作文	六六	△	六九	△	六九	△
習字	六六	△	六九	△	六九	△
数学	二二	○	三〇	△	三九	○
地理	二二	○	三〇	△	三九	○

商 品 史	歴 史	理 科	英 語	商 事 要 項	商 業 実 践	簿 記	法 制	經 濟	工 業	工 業 操 体 計
九	六	三〇	一二	九	〇	〇	〇	〇	〇	一五〇
△	△	△	△	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五七二
三	二	二	四	一	一	一	一	一	一	二二五
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△〇〇
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△〇〇
一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一七〇
六	五	六	五	六	六	二	二	二	二	三〇三
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△〇〇
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇

一〇、教員数及俸額ノ予定

昭 和 三 年 度	昭 和 四 年 度	昭 和 五 年 度	教 員 数	月 額 平 均 額
一一	一二	一二	一一	九〇円
一一	一七	二二	一一	九三
一一	一一	一一	一一	一〇〇

一一、設立区域内ニ於ケル当該実業ノ状況

本校設置区域タル神田区ハ政治経済ノ中樞タル帝都ノ略々中央ニ位シ四通八達商業ノ殷盛取引ノ頻繁ナルコト市内稀ニ見ル所ナリ

殊ニ最近帝都復興事業ノ完成スルニ伴ヒ区画整理ヲ施シタル市街整然トシテ各種商店、会社、銀行等隣次櫛比シ震災前ノ其レニ比較セハ更生ノ感ナクンハ非ス

今ヤ神田区ハ復興ノ意気ニ燃エ弥カ上ニモ商業ヲ旺盛ナラシメ名実共ニ帝都ノ重要商業地域タルノ面目ヲ施ササルヘ

カラサルノ機運ニ際会セルナリ 之カ為ニハ豊富ナル資本並精選ナル商品及各種ノ機関等ノ必要ナルハ論スル迄モナケレトモ之カ運用ニ付テハ相当教養ヲ得タル人物ヲ要セサルヘカラス

而シテ当神田区ニハ昼間教授ヲ為ス商業学校ノ設置セラレタルモノ多数アレトモ夜間ヲ開放シテ之ヲ教授ヲ為スモノ稀レナルハ当路者ノ遺憾トスル所ナリキ

如上ノ状況ニ鑑ミ甲種程度ノ商業学校ヲ設置シ夜間特殊ノ事情ヲ有スルモノ、子弟ヲ集メテ正規ノ教養ヲ施シ質実剛健至誠以テ業ニ服スルカ如キ人物ヲ作ルハ本区ノ実業界ニ採リテ目下ノ急務ナリト信スルモノナリ

一二、設立者タル財団法人中央大学概況

1、目的

本財団法人ハ法律、経済、商業ニ関スル専門ノ學術及予備ノ學術ヲ教授スル大学並ニ附属スル学校ヲ經營スルヲ以テ目的トス

2、事務所

東京市神田区駿河台南甲賀町六、七、八番地

3、理事ノ氏名

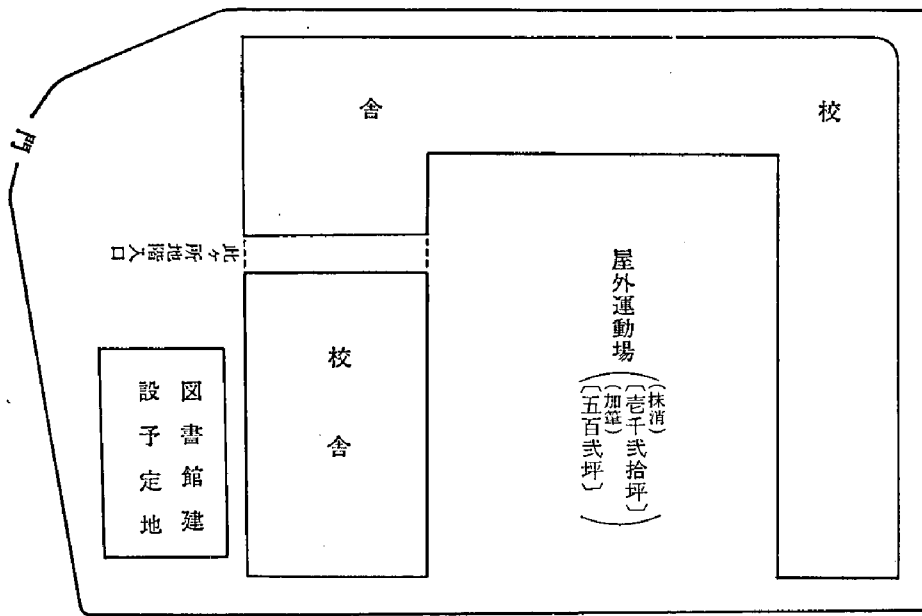
馬場愿治、馬場鉄一、土方寧、林頼三郎、河野秀男

4、資産総額

貳百参拾七万四千六百六拾四円也

校地校舎・平面図（配置図）

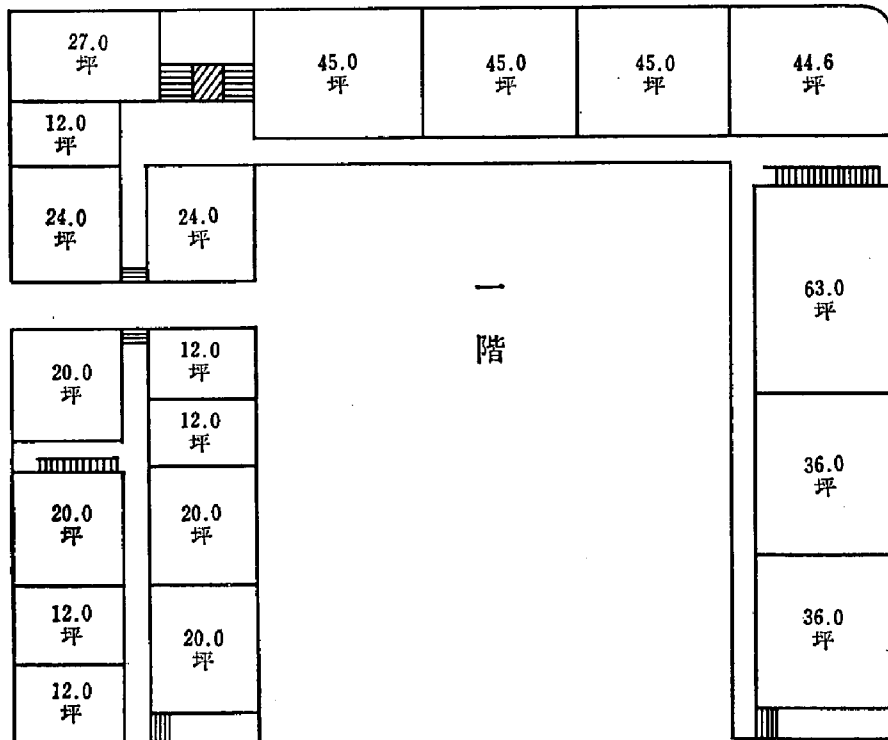
図1

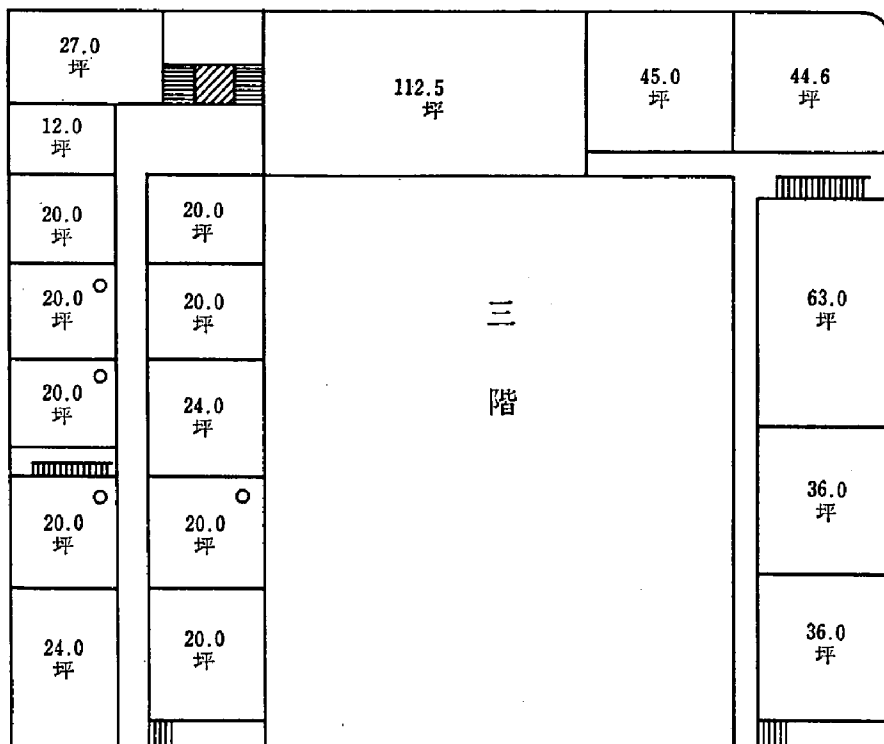
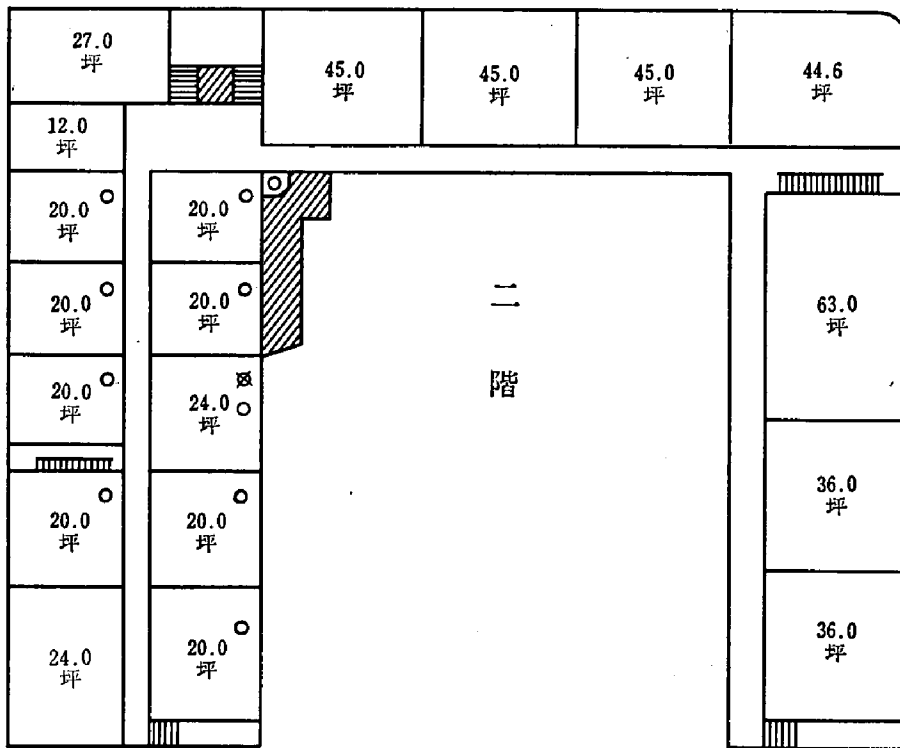


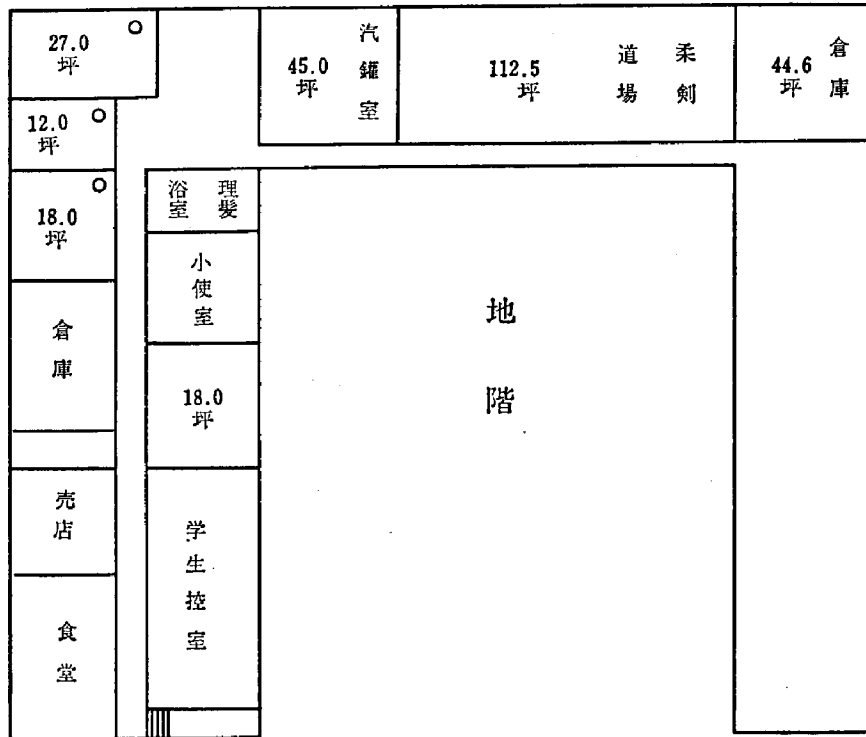
校舎平面詳細図（○印は商業学校ニ使用スヘキ教室）

図2

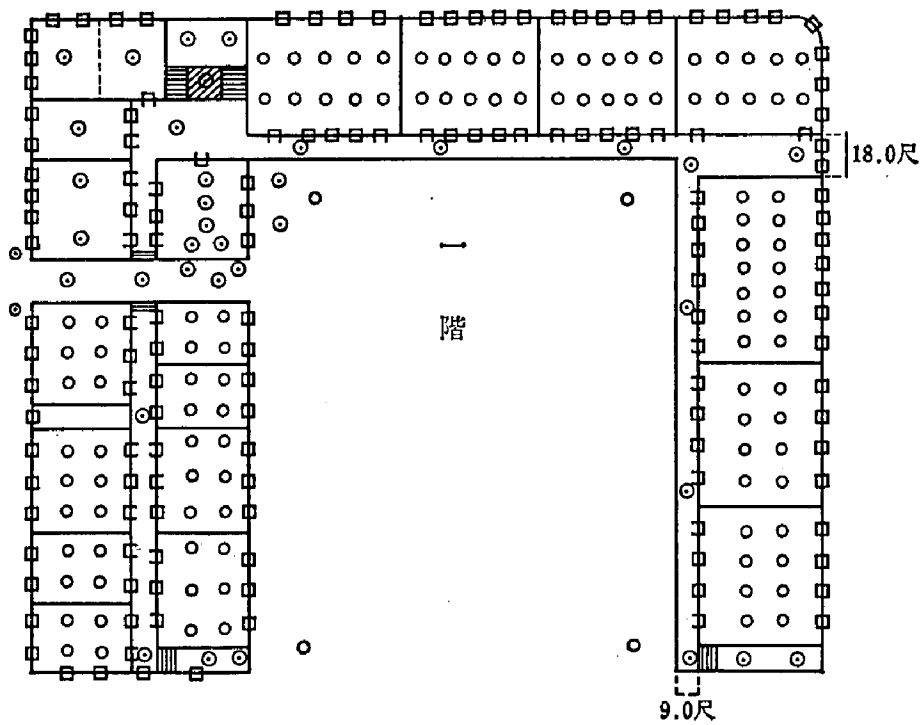
商業簿記実践室



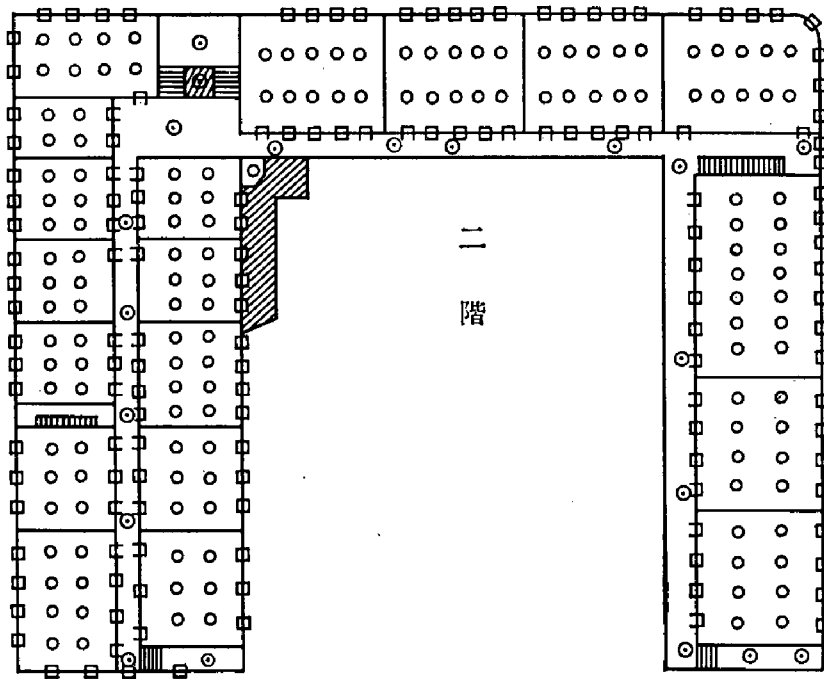




- 印ノ分
- 二七坪室 一室(理科教室)
 - 一二坪室 一〃(標本室)
 - 一八坪室 一〃(〃)

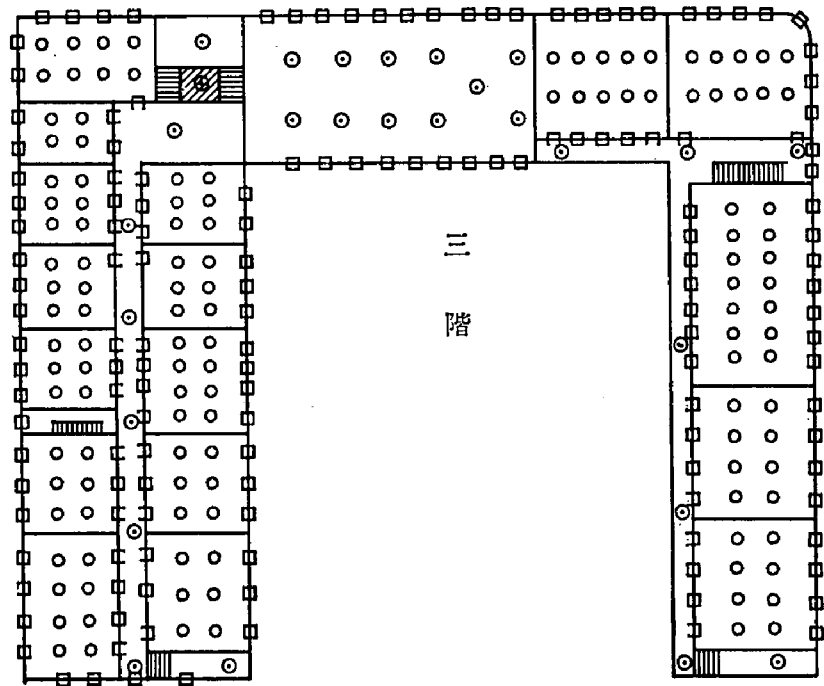


- 照明ヲ示ス図
- 凡例
- 直接照明
 - ◎ 間接照明
 - 窓
 - ⊙ 出入口



照明ヲ示ス図

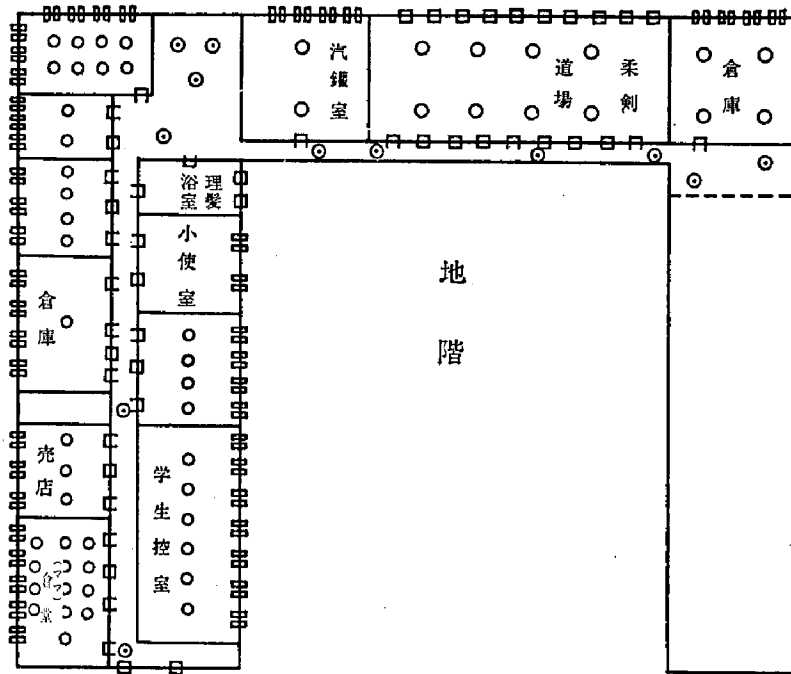
- 凡例
- 直接照明
 - ◎ 間接照明
 - 出入口
 - 中窓



照明ヲ示ス図

- 凡例
- 直接照明
 - ◎ 間接照明
 - 出入口
 - 中窓

照明ヲ示ス図



凡例
 ○ 直接照明
 ◻ 間接照明
 ⊕ 出入口

地質

地盤ハ砂混リ赤土並ニ粘土層

附近ノ状況

本校ノ位置ハ神田区駿河台南甲賀町ニ在リ省線御茶ノ水駅並
 万世橋駅ヨリ数町、市電小川町、駿河台下、御茶ノ水停留所
 ヨリ二三町ノ距離ニ在リテ交通至便通学ニ尤モヨキ地位ヲ占
 メタリ、周囲ハ学校、病院、教会等ニシテ帝都ノ中央ニアリ
 テ尚且神境ニ住スルノ閑寂サヲ味フコトヲ得ヘシ
 加フルニ校地ハ高台ニシテ通風、排水等モ良好ニシテ又市中
 ノ眺メモ絶佳ナリ

飲料水

東京市ノ上水道ヲ使用ス

財産目録

種目	摘要	金額
土地	校舎敷地千九百六十七坪 運動場敷地九千九百二十二坪	六六六、七三六〇〇〇
建物	校舎一棟延坪二千(九)(七)百九十二坪 (採池)(加筆)	五四四、四四〇〇〇〇
預金及現金		六一、八九四〇七九
有価証券	公債及勸業債券	五六二、七二四二四〇
紙、出版、郵券等		一、四一九二二六
図書	和書二万七千六百七十冊 洋書二万七千六百九十九冊	一六〇、一五三二九〇
什器	洋器千八百八十八点	一三、四〇四七九〇
諸未収替		五七、二六六〇二〇
及未繰入金		三〇六、六二七〇〇〇
私付金		二、三七四、六六四六四五
合計		

一金参万円也

右ハ当行定期預金トシテ御預リ申居候事相違無之候也

昭和二年十二月十三日

株式会社 三菱銀行丸之内支店 (吉田)

中央大学

理事

河野秀男殿

中央大学経費収支予算 昭和二年度

歳 収 額		種 目		金 額	
授 業 料	四三、七〇〇〇〇	教 員 給	三六、六五〇〇〇	合 計	四八三、三〇〇〇〇
入 学 料	七、一〇〇〇〇	事務員及雇員給	四、九五〇〇〇	予 備 費	四、〇〇〇〇〇
試 験 其 他 手 数 料	四、五〇〇〇〇	器 具 及 図 書 費	三、〇〇〇〇〇	大 学 令 ニ 依 ル 供 託 基 金	三、〇〇〇〇〇
基 金 利 子	二、〇〇〇〇〇	通 信 費	一、一〇〇〇〇	雑 費	三、〇〇〇〇〇
雑 収 入	三、〇〇〇〇〇	留 学 生 費	一、〇〇〇〇〇	電 灯 及 電 話 費	二、五〇〇〇〇
文 部 省 補 助 金	二五、〇〇〇〇〇	營 繕 費	一、〇〇〇〇〇	給 費 貸 費 其 他 学 生 費	二、七、〇〇〇〇〇
		印 刷 物 費	一三、〇〇〇〇〇	廣 告 費	四、二〇〇〇〇
		廣 告 費	三、〇〇〇〇〇	合 計	四八三、三〇〇〇〇

種 別 坪 数

普通教室 九六六、三坪

教室 調

商業学校

延坪二九七、坪 定員六〇〇名 坪当二人強

種 別 坪 数

普通教室 二四〇、〇坪

理科教室 二七、〇

標 本 室 三〇、〇

財団法人中央大学理事会決議録(写)

昭和二年十二月十三日於中央大学理事会ヲ開催シ理事馬場愿治、馬場鉄一、土方寧、林頼三郎、河野秀男出席左記事項ヲ決議ス

記

- 一、中央大学商業学校設置維持ニ関スル件
 - 二、中央大学ノ設備ヲ同校ニ使用セシムルノ件
 - 三、右基本金トシテ金参万円也支出スルノ件
 - 四、経費ニ不足ヲ生シタル場合ハ之ヲ補助スルノ件
- 右原文ト相違無之ヲ証明ス

理事 馬場愿治 (印)

理事 馬場鉄一 (印)

理事 河野秀男 (印)

専門部

教室 調

延坪九六六、三坪 定員三、〇〇〇名 坪当三名

中央大学商業学校規則

第一章 目的

第一条 商業学校規程ニヨリ商業ニ従事セントスルモノニ夜間
必須ナル教育ヲ施シ且公民トシテノ徳性ト智能トヲ涵養
スルヲ以テ目的トス

第二章 修業年限
第二条 修業年限ハ四年トス

第三章 学年及学期

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
第四条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル
第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル
第三学期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第四章 授業時間及休日

第五条 授業時間ハ毎夜午後五時ヨリ九時迄トス但シ土曜日ニ
限リ午後四時ヨリ九時迄トス

第六条 本校休日左ノ如シ

- 一、日曜日、大祭祝日及本校記念日()
- 一、夏季休業(自七月二十日至八月三十一日)
- 一、冬季休業(自十二月二十六日至翌年一月七日)

第五章 学科課程

第七条 学科課程並ニ每週授業時間数左ノ如シ

学科課程授業時間数

科目	事項			
	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年
修身	道徳ノ要旨	商業道徳	公民心得	国民ノ心得
国漢文	漢文、文法	講読、漢文	同上	同上
作文	普通文	普通文	商用文	同上
習字	楷書、行書	草書、細字	幾何、珠算	商業算術
算術	代数、幾何	珠算	珠算、統計	統計
地理	内地商業地	外国商業地	同上	同上
歴史	國史	東洋歴史	西洋歴史	内外商業史
理科	博物	同上	同上	同上
英語	発音、綴字、読方、習字	同上	同上	同上
商業要項	商業総論	商業各論	同上	同上
商業実践				
簿記		商業簿記	銀行簿記	工業簿記
法制			銀行簿記	工業簿記
経済			銀行簿記	工業簿記
工業			銀行簿記	工業簿記
タイプライティング	普通体操	同上	同上	同上
兵式体操	同上	同上	同上	同上
計	同上	同上	同上	同上
備考	タイプライティングハ随意科トス			

第六章 入学及退学

第八条 入学時期ハ毎学年ノ始トス

但シ欠員アルトキハ臨時入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第九条 第一学年ニ入学ヲ許可スルモノハ身体強健、志望鞏固、品行方正、年齢十四年以上ニシテ高等小学校卒業ノ者若クハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト認ムル者

タハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト認ムル者

第十条 第二学年以上ノ学年ニ入学ヲ許可スルモノハ相当年齢ニ達シ前各学年ニ於テ履習スヘキ各学科目ノ考查ニ合格

(抹消)(加筆)
シタル(モノ)(者)

第十一条 入学志願者募集人員ニ超過スルトキハ適宜ノ方法ニ依リ入学許可ヲ定ム

依リ入学許可ヲ定ム

第十二条 入学セントスルモノハ入学願書及履歴書ヲ差出スヘシ(用紙ハ本校ヨリ交附ス)

シ(用紙ハ本校ヨリ交附ス)

第十三条 入学ヲ許可セラレタルモノハ在学証書ヲ差出スヘシ(用紙ハ本校ヨリ交附ス)

(用紙ハ本校ヨリ交附ス)

第十四条 退学セント欲スルモノハ保証人連署ヲ以テ校長ニ届出ツヘシ

出ツヘシ

第七章 学費

第十五条 授業料ハ一ケ年四拾九円五拾銭トシ左ノ三期ニ納付スヘシ但シ当分月額四円五拾銭ツ、(八月ヲ除ク)分納ヲ妨ケス

第一期四月(二十円) 第二期九月(十五円) 第三期一月(十四円五拾銭)

第一期四月(二十円) 第二期九月(十五円) 第三期一月(十四円五拾銭)

(十四円五拾銭)

第十六条 考查料ハ金貳円トシ入学願書ニ添ヘテ納付スヘシ

第十七条 入学料ハ金貳円トシ入学ノ際授業料ト共ニ納付スヘシ

シ

第十八条 在籍生徒ニシテ授業料ノ納付ヲ怠ル時ハ保証人ニ請求シテ之ヲ納付セシム

第十九条 既ニ領取シタル学費ハ如何ナル事由アルモ之ヲ返付セス

セス

第八章 修了及卒業

第二十条 修了又ハ卒業ハ平素ノ学業成績及操行ヲ考查シ之ヲ定ム

第二十一条 各学科目ノ評点ハ百点ヲ以テ満点トシ一科目ノ得点五十点以上平均六十点以上ヲ以テ及第トス

点五十点以上平均六十点以上ヲ以テ及第トス

第二十二条 第四学年ノ考查ニ及第シタルモノニハ卒業証書ヲ授与ス

授与ス

第九章 賞罰

第二十三条 學術優等、品行方正ニシテ他生徒ノ模範トナルヘキ者ニハ優等生トシテ賞状若クハ賞品ヲ授与シ又ハ特待生^(ママ)ニシテ授業料ヲ免除シ之ヲ優遇スルコトアルヘシ

キ者ニハ優等生トシテ賞状若クハ賞品ヲ授与シ又ハ特待生^(ママ)ニシテ授業料ヲ免除シ之ヲ優遇スルコトアルヘシ

第二十四条 命令規則ニ背キ其ノ他生徒タルノ本分ニ違フモノハ其ノ輕重ニヨリ訓戒、停学、除名、放校トス

ハ其ノ輕重ニヨリ訓戒、停学、除名、放校トス

第二十五条 左ノ一項ニ該当スルモノハ退学ヲ命ス

一、品行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三、引キ続キ一ケ年以上欠席シタルモノ

四、正当ノ理由ナクシテ一ヶ月以上欠席シタル者
五、出席常ナラサル者

第二十六条 本則施行上必要ナル細則ハ別ニ学校長之ヲ定ム

(表紙)

財団法人中央大学寄附行為

財団法人中央大学寄附行為

第一条 本財団法人ハ法律、政治、經濟、商業ニ関スル専門ノ
學術及予備ノ學術ヲ教授スル大学並之ニ附屬スル学校ヲ經營
スルヲ以テ目的トス

第二条 本財団法人ハ之ヲ中央大学ト称ス

第三条 本財団法人ノ事務所ハ之ヲ東京市神田区錦町二丁目二
番地ニ置ク

第四条 本財団法人ノ資産ハ寄附行為者ノ寄附其他将来ノ寄附
ニ係ル財産トス寄附行為者ノ寄附ニ係ル財産ハ別紙目錄ニ之
ヲ掲ク

本財団法人ノ經費ハ資産ヨリ生スル収入、学生ノ入学金及授
業料並臨時ノ収入ヲ以テ之ヲ支弁ス

第五条 本財団法人ニ学長ヲ置キ理事中ヨリ之ヲ互選ス

第六条 本財団法人ニ理事及監事若干名ヲ置キ評議員中ヨリ之
ヲ選任ス

第七条 理事ハ評議會ノ決議ニ從ヒ法人ノ事務ヲ執行ス

第八条 理事監事ノ員數及任免ハ評議會ノ決議ニ依リテ之ヲ定

ム但シ理事監事ノ員數及解任ニ関スル決議ニハ評議員三分ノ
二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第九条 理事監事ノ任期ハ三年トス但シ補欠ノ為選任セラレタ
ル者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十条 本財団法人ニ評議會ヲ置キ百名以内ノ評議員ヲ以テ之
ヲ組織ス

評議員ノ補欠選舉ハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ為
ス

已ムコトヲ得サル事由アルトキハ評議員四分ノ三以上ノ同意
ヲ以テ評議員ヲ解任スルコトヲ得

第十一条 評議員ハ学長ヲ以テ其會長トス但シ會長故障アルト
キハ他ノ理事之ニ代ハル

第十二条 評議員ノ通常決議ハ出席評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ
決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第十三条 評議員ハ書面ニ依リ又ハ他ノ評議員ニ委任シテ表決
ヲ為スコトヲ得

第十四条 本財団法人ノ每事業年度ノ予算ハ評議會ノ決議ヲ以
テ之ヲ定ム

每事業年度ノ決算ハ評議會ノ承認ヲ經ヘン

第十五条 本財団法人ノ処務規程及會計規程ハ評議會ノ決議ヲ
以テ之ヲ定ム本財団法人ノ經營スル学校ノ學則ニ付亦同シ

附 則

第十六条 本財団法人ノ寄附行為ハ評議員四分ノ三以上ノ同意

ニ依リ主務官庁ノ認可ヲ受ケ之ヲ変更スルコトヲ得

第十七条 本財団法人設立ノ際ニ於ケル理事ハ岡野敬次郎、馬

場憲治、馬場鉄一監事ハ花井卓蔵トシ其任期ハ大正十年二月

末日迄トス

第十八条 本財団法人設立ノ際ニ於ケル評議員ハ左ノ如シ

伊藤悌治 石山彌平 馬場憲治 原嘉道 花井卓蔵 男爵穂

積陳重 岡野敬次郎 金井延 中橋徳五郎 植村俊平 卜部

喜太郎 久米良作 増島六一郎 松本丞治 藤田隆三郎 江

木衷 永瀧久吉 佐藤正之 三宅碩夫 美濃部達吉 土方寧

元田肇 森本邦治郎 鹽谷恒太郎 田中隆三 岸清一 宮岡

恒次郎 太田資時 岡松參太郎 立作太郎 青山衆司 磯谷

幸次郎 池田寅次郎 片山義勝 二上兵治 桑田熊蔵 西川

一男 馬場鉄一 須賀喜三郎 牧野菊之助 鳩山秀夫 富田

勇太郎 穂積重遠 伊藤秀雄 渡邊勘十郎 小松林蔵 荒井

操 柵瀬軍之佐 稲田周之助 井上八重吉 大場茂馬 小倉

敬止 中山佐市 中村敬次郎 指田義雄 佐藤博愛 執行軌

正 石原毛登馬 濱田國松 太田黒英記 田中文蔵 武田明

三浦大五郎 木下謙次郎 若尾璋八 横田千之助 小野瀬

不二人 川久保源治 新井要太郎 高野金重 林頼三郎 河

野秀男 山田三郎 加瀬禧逸 池原鹿之助 飯田延太郎 堀

江專一郎 前田米蔵 坂本彌一郎

大正八年五月

具申書

中央大学商業学校設立基本金参万円也

右ハ中央大学維持基金規則ニ依ル基金中ヨリ支出ス

尚ホ御参考迄ニ別紙中央大学維持基金規則写相添ヘ右具(伺)申

候也

中央大学維持基金規則

第一条 中央大学の設備を完成し時勢の趨向に應し其発展を圖

る目的を以て維持基金を募集す

第二条 維持基金払込の方法は一時払、年賦払又ハ月賦払とす

第三条 前条の外口数に依る寄附を受く

口数に依る寄附は一口を一年金六円と定め十年間一箇月

金五拾銭の割合を以て払込むものとす

第四条 維持基金寄附者は中央大学維持会員とし其待遇は中央

大学社員總會の定むる所に依る

第五条 維持基金は特別会計とし中央大学基金規程の定むる所

に依り之を經理す

第六条 維持基金の經理は毎年一回之を中央大学維持会員に報

告すへし

第七条 中央大学維持会員の芳名及寄附金額は記録に存し永久

に其高意を記念す

(注記8)

東実二九号	定決裁	3月1日	文書課長	(宮下)	送	3月2日	起案者	(川原)
-------	-----	------	------	------	---	------	-----	------

(注記9)

(注記10)

昭和三年二月十五日起案

商業教育課長

(田中)

工業及補修教育課長

(伊東)

(大庭)

(町野)

実業学務局長

(白上)

大臣

(栗屋)

(注記1)

次官

(西山)

(河原)

(豊田)

(大西)

(大谷)

(江)

(中原)

(大西)

(大谷)

(江)

学校衛生課長

(北)

医務掛長

(大西)

(大谷)

(江)

専門学務局長

(西山)

(河原)

(豊田)

中央大学商業学校設置ノ件

指令案

財団法人中央大学理事長

馬場愿治

昭和二年十二月二十六日付申請中央大学商業学校設置ノ件認可ス

年月日

文部大臣

告示案

文部省告示第 号

商業学校規程ニ依リ左記実業学校ヲ設置シ昭和三年四月ヨリ開校ノ件認可セリ

年月日

文部大臣

名称 中央大学商業学校

位置 東京府東京市神田区駿河台南甲賀町

設立者 財団法人中央大学

入学資格 高等小学校卒業程度

修業年限 四年

通牒案

年月日

局長

東京府知事宛

中央大学商業学校設置ノ件通牒

首題ノ件別紙ノ通指令相成リタル処右ハ具申ノ通内容ノ充実ヲ実行スルモノトシテ認可相成リタル次第ニ付其ノ旨御示達ノ上御督励相成度

備考

一、入学資格 高等小学校卒業程度

二、修業年限 四年

三、生徒定員 六〇〇

四、運動場 五〇二坪

五、校舎 中央大学校舎使用

普通教室 一二

特別教室 理科一 標本二

六、経費

年度	経費	臨時費
昭和三年度	一八、二五〇	三、〇〇〇
四年度	二四、九七五	三、五〇〇
五年度	三二、九〇〇	三、五〇〇

七、教員

年度	校長専	教員	月平均
昭和三年度	一	一二	九〇
四年度	一	一七	九三
五年度	一	二二	一〇〇

(抹消)
〔二〕八、授業

午後五時ヨリ午後九時迄授業

九、生徒募集

第一年度ハ第一、第二学年

十、経費ハ大学本部ト別会計トス

(注記1)

「文部省／昭和3・2・14／東実29号」

(注記2)

「一」(簿冊内件名番号)

(注記3)

「東京府／昭和3・1・28／東学第617号／收受」 「東京府／昭和3・

2・9／第号／收受」

(注記4)

「神田区役所經由」

(注記5)

「基金部規程ニ依リ募集シタルモノナリ」 「書付」 「別会計か」

(注記6)

「専、兼か」

(注記7)

(抹消)
「?」

(注記8)

「急」

(注記9)

「文部省」

(注記10)

「要記入」 「スミ」

(注記11)

「記録掛／3・3・16／受領」

(下札1)

④種別 を十一／聯繫 わ一／十二／追加登録／件名東京府進達

告示第一〇九号・中央大学商業学校設置認可／番号 東実29／

結了年月日 3・3・2／保存年限 ムキ／枚数 一括」

〔自昭2年2月至昭16年4月、商業学校設置廃止認可、東京府、第12冊〕 文部省④ 3A, 11-9, 244